

新型コロナウイルス関連情報（災害事態宣言の延長及び段階的緩和措置の見直し）

令和3年6月11日

- 6月9日、ポルトガル政府は、6月13日まで有効とされていた災害事態宣言を6月27日まで延長する旨及び段階的緩和措置を適用する自治体を以下1. のとおり決定しました。
- また、二段階の更なる段階的緩和計画も、以下2. のとおり発表されました。
- なお、感染度合別に「昂リスク」及び「高昂リスク」のカテゴリーが設定されましたので、これに該当する自治体に適用される措置については、以下3. 及び4. をご確認ください。
- 航空関係の水際措置では従来の規制をほぼ踏襲しつつも、ポルトガル大陸部へ向かうフライトの搭乗72時間前までに受検したPCRを含む核酸増幅法検査（英：NAAT）、又は、同フライト搭乗24時間前までに受検した迅速抗原検査（英：RAT）のいずれかの陰性証明を、該当フライト搭乗時に提示する義務が規定されました。

（なお、水際措置の対象国・特別行政区のリスト更新を行う通達は未だ官報掲載されておりません。）

※今回の根拠法令「閣議決議第74-B/2021号」は公布翌日から実効と規定されているため、以下の6月14日からと記された措置であっても、前倒しで6月10日から有効とされております。

1. 段階的緩和措置が適用される自治体

(1) 6月14日から開始予定の緩和措置が適用される自治体：ブラガ市、リスボン市、オデミラ市、ヴァーレ・デ・カンブラ市（以下3. (1) に該当）を除く大陸部の全市

(2) 6月28日から開始予定の緩和措置が適用される自治体：未定

(3) 要警戒に指定された自治体（当局のモニタリングや感染対策が強化される）

アルブフェイラ市、アルカネラ市、アルーダ・ドス・ヴィーニョ市、カスカイス市、ロウレー市、パレーダス・デ・コウラ市、サンタレン市、サンタァ市、セジンプラ市、シントラ市

※参考：国民向け公式サイト「estamoson」 (<https://covid19estamoson.pt>)

2. 更なる段階的緩和計画

(1) 6月14日からの緩和計画の内容

ア できる限りのテレワークの推奨（義務ではなくなる）

イ レストラン、カフェ、ペイストリーショップ（店内：1テーブル6名まで／テラス：1テーブル10名まで）は零時まで入店可、午前1時に閉店

ウ 文化施設は零時まで（午前1時以前の閉館を確保）、施設定員の50%まで入場可

エ 屋外文化イベント（座席指定）では、各人の距離確保に加え、保健総局規則に従う。

オ 観戦者のいるアマチュア・スポーツ競技では保健総局規則に従う。

- カ スポーツ施設では33%までの入場、野外では保健総局規則に従う。
 - キ 行政サービスの市民対応通常化（予約制ではなくなる。ただし市・区役所窓口の対面業務を除く）
 - ク 結婚式及び洗礼式は会場定員の50%まで
 - ケ 小売店舗の営業時間通常化
 - コ 各種店舗及びショッピングセンターの営業時間通常化
 - サ 座席制の公共交通機関の全席解禁
 - シ 着席及び立ち乗客の混合公共交通機関は填率3分の2までの利用が可
 - ス タクシーおよびアプリ乗車の利用者は後部座席のみに着席
- (2) 6月28日から8月31日までの緩和計画の内容
- ア 観戦者のいるプロ・スポーツ競技では保健総局規則に従う。
 - イ 市・区役所窓口の対面業務の通常化（予約制ではなくなる）
 - ウ 公共交通機関における人数制限の撤廃（タクシー等の後部座席のみ制限は継続）

3. 「昂リスク」（過去14日間の人口10万人あたり感染数が120以上／人口密度が低い地方では240以上）に指定された自治体への適用措置

(1) 自治体：ブラガ市、リスボン市、オデミラ市、ヴァーレ・デ・カンブラ市

(2) 適用措置の内容

- ア 可能な限り義務的なテレワーク実施
- イ レストラン、カフェ、ペイストリーショップは22：30までの営業
- ウ 観劇は22：30まで
- エ 各種店舗・小売り店は21時までの営業
- オ あらゆるスポーツの無観客による開催を許可制とする。
- カ 屋内外での体育・スポーツの実施を許可制とする。
- キ 参加者を減らした上で野外各種イベントへの保健総局規則遵守
- ク 市・区役所窓口の対面業務の予約制

4. 「高昂リスク」（過去14日間の人口10万人あたり感染数が240以上／人口密度が低い地方では480以上）に指定された自治体への適用措置

(1) 自治体：該当なし

(2) 適用措置の内容

(上記3.(2)に上乘せし、)

- ア レストラン、カフェ、ペイストリーショップは平日22：30までの営業、週末祝祭日は15：30までの営業
- イ 結婚式、洗礼式は会場定員の25%までに人数制限
- ウ 各種店舗・食料小売店は平日21時までの営業、週末祝祭日は15：30までの営業

エ 屋外での6人までの体育・スポーツ実施、グループレッスンのないスポーツクラブの営業を許可制とする。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>